

那 霸 市 公 報

号外第 6 6 6 号
 毎月 2 回 1, 15 日発行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

監 査 委 員 公 表

平成 1 7 年度定期監査 (後期) の結果について (公表) 111

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 1 号

平成 1 8 年 4 月 2 0 日

那 霸 市 監 査 委 員	長 嶺	紀 雄
同	宮 里	善 博
同	山 川	典 二
同	玉 城	彰

平成 1 7 年度定期監査 (後期) の結果について (公表)

地方自治法第 1 9 9 第 4 項の規定に基づき、経済観光部、出納室、環境部、教育委員会の定期監査を行ったので、同法同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

経済観光部 定期監査報告書

- 第 1 監査の対象 経済観光部
商工振興課、労働農水課、観光課
- 第 2 監査の期間 平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 3 月 27 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は、平成 17 年度 (平成 17 年 11 月 30 日現在) における
予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等
について、監査資料の提出を求め、関係各課から説明を聴取し、
これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどう
かを主眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

商工振興課

1 職員の配置状況

商工振興課の職員配置状況は、課長(1人)、主幹(3人)、主査(7人)、技査(1人)、主任主事(3人)の計 15 人である。

定数外職員は、非常勤職員(3人)である。

2 主な所掌事務

商工振興課は、産業振興基本構想の策定、商工業の指導育成、中小企業の振興、経済動向等の調査・統計及び分析、経済団体との連絡調整、流通対策、商業適正配置、特産品及び伝統工芸の指導育成、那覇市伝統工芸館、那覇市ぶんかテンプス館、小口融資、IT創造館、産業立地及び企業誘致、中心商店街の活性化その他の商業の振興、部内及び課内の庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、賑わい広場施設使用料(現年度分 109,725 円)である。

(2) 負担金・補助金について

負担金の支出は、主に沖縄県地域産業立地推進協議会(100,000 円)、伝統工芸館共益費(5,074,260 円)、沖縄工芸ふれあい広場実行委員会(1,000,000 円)、(財)電源地域振興センター(180,000 円)等への団体負担金である。

補助金の支出は、主に産地組合補助(琉球漆器事業協同組合外 3 団体 1,732,000 円)、企業立地促進奨励助成(平成電電株外 2 社 1,823,196 円)、おきえい通り夏まつり助成(1,000,000 円)、一万人のエイサー踊り隊助成(1,600,000 円)、国際通りトランジットマイル助成金(1,600,000 円)等である。

(3) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、主に小口融資の貸付原資(60,000,000 円)、伝統工芸館展示作品の動産総合保険料(84,660 円)等である。

概算払による支払いは、主に琉球漆器事業協同組合外 3 団体への補助(1,732,000 円)、先進地視察旅費(151,960 円)等である。

これらについて審査した結果、「6 注意事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、主に那覇市IT創造館管理委託(53,000,000円)、那覇市ぶんかテンプス館管理運営委託(55,000,000円)にぎわい広場警備業務委託(2,833,299円)、オープニングイベント企画運営業務委託(500,000円)等の委託契約である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事請負契約については、にぎわい広場・FAX設備工事(52,500円)である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、主に那覇市土地開発公社保有土地賃貸借契約(1,155,373円)、複写機賃借料(403,200円)等の契約である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料は、主に施設等の修繕料(14,700円)等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

土地は伝統工芸館(占有501.36㎡)、文化活動施設(占有868.6㎡)、公設市場(占有2,246.14㎡)、建物はインキュベート施設(占有1,461.91㎡、貸付1,951.65㎡)、伝統工芸館のガラス・陶器体験工房(占有253.20㎡)、伝統工芸館(占有1,356.06㎡)、文化活動施設(占有3,066.21㎡)、店舗(占有177.8㎡)、出資による権利は沖縄県信用保証協会(557,635,000円)、沖縄県物産公社(5,000,000円)、債権は那覇市小口資金融資貸付金(336,356,000円)、株券は(株)沖縄産業振興センター(50,000,000円)について、公有財産台帳の副本及び関係附属図面等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年1月17日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意事項

予算科目の適正化について

条例に基づき設置された附属機関である伝統工芸館運営審議会委員及び那覇市IT創造館運営審議会委員の報酬に係る支出科目について、第1節報酬(委員報酬)で計上執行しているが、同節報酬(非常勤職員報酬)が適切であるので、注意されたい。

労働農水課

1 職員の配置状況

労働農水課の職員配置状況は、課長(1人)、主幹(3人)、主査(6人)、主任主事(6人)、主事(1人)、非常勤職員(6人)、臨時職員(1人)の計24人である。

課長、主査(1人)、主任主事(1人)は、農業委員会を兼務している。

2 主な所掌事務

労働農水課は、労働及び雇用、優秀技術者の表彰、職業訓練、勤労青少年ホーム、消費者の啓発及び消費者団体の指導育成、消費生活モニター及び消費生活者苦情相談、計量器の調査及び計量思想普及、家庭における省資源運動、農林水産業の振興、畜産、農漁業生産基盤の整備及び沿岸漁場の整備、水産施設の管理、農業委員会、公設市場の基本政策及び管理に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、公設市場使用料(現年度分 40,740,438 円、滞納繰越分 15,782,466 円)、公設市場光熱水費実費徴収金(現年度分 9,781,080 円、滞納繰越分 11,070,485 円)、委員報酬返還金(現年度分 11,032 円)である。

公設市場使用料の現年度分は、納期末到来分含む。

(2) 負担金・補助金について

負担金の支出は、主に沖縄県農業会議(184,000 円)、南部地区農業用廃プラ適正処理対策協議会(1,079,000 円)、琉球水難救済会(411,000 円)、海上保安協会(344,000 円)、沖縄県漁港漁場協会(419,000 円)等への団体負担金である。

補助金の支出は、主に若年者雇用安定化推進事業奨励金(1,000,000 円)、漁船科学装備補助(漁協組合員 835,668 円)、冷凍機換装補助(那覇地区漁業協同組合 3,000,000 円)等である。

(3) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、主に高校生就職支援講座障害保険(7,746 円)、南部地区農漁村生活研究会負担金(1,851 円)、消費生活相談員研修専門・事例講座出席旅費航空賃のみ(46,350 円)等である。

概算払による支払いは、消費生活相談員研修専門・事例講座出席に伴う費用弁償(17,540 円)である。

これらについて審査した結果、「6 努力事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、主に就職相談等業務委託(2,730,378 円)、ミバ工地上防除委託業務(5,009,000 円)、外国人漁業研修生受入事業(18,018,588 円)、公設市場管理関係(電気・機械設備保守管理 17,494,050 円、警備保安 9,040,500 円、清掃 10,475,850 円、鼠・害虫駆除及び予防 840,000 円、消防設備点検 756,000 円、エレベーター・エスカレーター保守管理 1,008,000 円、自家用電気工作物保安管理 794,850 円、冷房設備保守管理 1,890,000 円)等の委託契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、主になはし就職なんでも相談センター用パソコン一式賃貸借契約(443,520 円)、勤労青少年ホーム土地賃借料(県 1,103,676 円、国 64,152 円)、牧志公設市場衣料・雑貨敷地賃貸借契約(23,921,712 円)等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、主に第一牧志公設市場エスカレーター補修(546,998 円)、衣料部

エアーカーテン取替工事(2,310,000円)、第一牧志公設市場高架水槽切替工事(714,000円)、エスカレーター機能追加工事(第一牧志公設市場1,260,000円、牧志公設市場衣料部432,600円)等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6注意事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

土地は、第一牧志公設市場(占有1,801.53㎡)、安謝小舟溜場施設用地(占有3,243.705㎡、貸付1,978.635㎡)、壺川漁港換地用地(貸付502.25㎡)、市民農園(占有559.50㎡、貸付643.50㎡)である。建物は、市民農園(占有3.57㎡)、泊船揚場ウインチ小屋(占有19.71㎡)、泊船揚場倉庫2棟(占有29.70㎡)、那覇市勤労青少年ホーム(占有312.00㎡)、公設市場雑貨部(占有562.45㎡、貸付150.94㎡)、公設市場衣料部(占有800.65㎡、貸付361.40㎡)、公設市場第一(占有1,704.94㎡、貸付2,156.58㎡)、公設市場東(占有217.92㎡、貸付114.20㎡)、公設市場田原(占有59.64㎡、貸付210.00㎡)、公設市場宇栄原(占有587.60㎡、貸付327.40㎡)、公設市場若松(占有477.06㎡、貸付1,326.60㎡)、公設市場真和志(占有479.85㎡、貸付50.79㎡)である。出資による権利は、沖縄県漁業信用基金協会出資金(40,800,000円)、沖縄県農業信用基金協会出資金(35,300,000円)である。これらについて公有財産台帳の副本及び関係附属図面等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認められた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年1月17日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認められた。

6 注意・努力事項

(1) 予定価格の設定について(注意事項)

公設市場の警備保安業務、清掃業務委託において、予定価格を設定する際に、手続きを略し予算計上額をそのまま目途額として予定価格を導きだしている。予定価格は、契約規則第14条第1項において「市長は、一般競争入札に付する事項に関する仕様書、設計書等に基づき、当該契約の目的となる物件又は役務についての取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して予定価格を定めるものとする。」と規定されている。

大幅に減額された枠配分予算とは言え、手続きを略して予定価格を設定したことは、契約事務手続き上不適切である。今後は予算に見合う業務内容としたうえで、適正な契約事務に注意されたい。

(2) 公設市場使用料等の未収金について(努力事項)

公設市場使用料の未収金については、平成15年度定期監査(後期)において、「年度が経過するにしたがって、徴収が困難になるので早期収納に努めてもらいたい。」と指摘されている。平成17年度滞納整理事務強化策として、職員1人の暫定配置、滞納整理要綱及び訴訟基準等の整備、小間の使用許可取り消し処分(8件)、小間明け渡し訴訟の提起(3件)、納付相談のための滞納者呼び出し、連帯保証人への通知等を行ってきた結果、平成17年度は平成15年度同月比(11月分)において、下表のとおり収入率の向上につながっていることは

評価できる。本市の厳しい財政状況下にあつて、歳入増対策、収入率向上に尚一層努力されたい。

公設市場使用料・光熱水費実費徴収金年度別 11 月末比較 (主管課集計分)

ア 公設市場使用料 (単位：円)

年度	区 分	調定額 (a)	収入済額 (b)	収入未済額 (a)-(b)	対調定 収入率 (%)
平成 15	現 年 度 分	109,905,946	65,169,736	44,736,210	59.3
	滞 納 繰 越 分	17,227,070	940,270	16,286,800	5.5
平成 16	現 年 度 分	107,556,483	63,226,941	44,329,542	58.8
	滞 納 繰 越 分	25,578,325	1,576,917	24,001,408	6.2
平成 17	現 年 度 分	104,580,998	63,840,560	40,740,438	61.0
	滞 納 繰 越 分	18,992,960	3,210,494	15,782,466	16.9

イ 公設市場光熱水費実費徴収金 (単位：円)

年度	区 分	調定額 (a)	収入済額 (b)	収入未済額 (a)-(b)	対調定 収入率 (%)
平成 15	現 年 度 分	35,564,023	28,561,267	7,002,756	80.3
	滞 納 繰 越 分	9,111,505	1,578,121	7,533,384	17.3
平成 16	現 年 度 分	40,010,993	28,758,537	11,252,456	71.9
	滞 納 繰 越 分	16,994,538	2,719,624	14,274,914	16.0
平成 17	現 年 度 分	39,248,723	29,467,643	9,781,080	75.1
	滞 納 繰 越 分	13,815,023	2,744,538	11,070,485	19.9

観 光 課

1 職員の配置状況

観光課の職員配置状況は、課長(1人)、主幹(2人)、主査(5人)、主任主事(3人)、主事(1人)、臨時職員(1人)の計13人である。

内主幹1人、主査1人は那覇市観光協会へ派遣している。

2 主な所掌事務

観光課は、観光及びコンベンションの振興、観光資源の活用及び開発、観光協会その他観光関係団体の指導育成に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金・補助金について

負担金の支出は、主に(社)那覇市観光協会年会費(420,000円)(財)沖縄観光コンベンションビューロー賛助会費(390,000円)サントピア沖縄・ふれあいフェスタ実行委員会(600,000円)米州開発銀行(IDB)沖縄開催実行委員会(2,500,000円)等への団体負担金である。

補助金の支出は、主に(社)那覇市観光協会(運営補助金37,000,000円、事業補助金18,000,000円)(社)那覇爬龍船振興会(8,294,000円)那覇大綱挽保存会(15,200,000円)首里文化祭実行委員会(4,586,000円)等である。

(3) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、主に九州観光都市連盟負担金(92,000円)街角ガイド養成講座講師謝礼金(6件計92,000円)観光功労者審査会委員報酬(60,500円)等である。

概算払による支払いは、主に(社)那覇市観光協会(運営補助金37,000,000円、事業補助金18,000,000円)(社)那覇爬龍船振興会(8,294,000円)那覇大綱挽保存会(15,200,000円)首里文化祭実行委員会(4,586,000円)等である。

これらについて、「6 是正・注意事項」で述べたこと以外は、審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、主に屋宜第2ビル機械警備委託料(461,160円)同ビル昇降機保守業務委託料(378,000円)平成16年版那覇市の観光統計・観光客の声作成(575,400円)等の委託契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、主に同ビル賃貸借料(8,820,000円)複写機賃貸借料その他(514,746円)等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

工作物は、観光案内板(1個)観光案内図板(6個)観光案内標識板(3個)パレット久茂地地区観光案内図板(1個)について、公有財産台帳の副本及び関係附属図面等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年1月19日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 是正・注意事項

(1) 那覇市観光振興補助事業補助金について(是正事項)

社団法人那覇爬龍船振興会に対する補助金は、用途が特定されない一般補助

として運営費及び事業費の事業全般に充てられている。当該団体の平成17年度予算書には、借入金返済(立替金)が1,000,000円計上されている。平成17年度補助金交付に当たっては、平成17年4月19日付け那覇市指令経観第102号で8,294,000円と交付決定し、同月中に8,000,000円、同年9月に294,000円を概算払いしており、年度終了後に補助金額を確定することになっている。

当該団体の同予算書によると、総事業費9,644,000円の内、本市補助金が8,294,000円(86.0%)を占めており、補助金に依存している状況にある。又、今回の定期監査において、主管課でも十分説明出来ない借入金の存在が確認された。補助金交付申請に伴う審査段階でこの事を確認することなく、補助金交付決定、概算払いしたことは不適切である。

以上の事に鑑み、当該補助金を所管する観光課においては、公金を取り扱う者としての職責を認識し、今後、当該団体が自主財源の確保、支出の節減、経理の透明化が図れるよう指導助言に努められたい。又、本年度の補助金額の確定に当たっては、関係帳簿、領収書等添付書類の精査を十分に行い、当該事業の適正なる執行の是正に努められたい。

(2) 沖縄国際会議観光都市推進事業負担金について(是正事項)

那覇市、沖縄市、浦添市、宜野湾市の4市で国際会議及びイベント等の誘致促進を図る趣旨で「沖縄国際会議観光都市推進事業負担金に関する覚書」を平成8年4月1日付けで締結している。事業主体は、この4市で構成する沖縄国際会議観光都市推進連絡協議会となっており、「沖縄国際会議観光都市推進事業負担金規約」第7条に基づき構成4市で負担し、負担額については、協議会で決定することになっている。同連絡協議会の平成17年度予算書案(H18.3.27協議会承認予定)によると収入・支出の部とも25,654,000円(収入内訳:県補助金12,600,000円、(財)沖縄県コンベンションビューロー負担金4,644,000円、4市負担金8,410,000円)で、市負担金内訳は、那覇市2,610,000円、宜野湾市3,000,000円、沖縄市1,400,000円、浦添市1,400,000円の分担額となっている。事業計画は、事務局である(財)沖縄県コンベンションビューローで策定した事業計画案を協議会で事後承認しているのが現状である。

しかし、平成17年11月末現在においても、同連絡協議会の予算が未だ承認手続きされてないことは、いかなる理由があるにしろ不適切である。本市の負担金拠出に当たっては慎重にされたい。また、厳しい財政状況下での本市の主体性発揮と費用対効果を検証する必要があると思料するので、今後は、事業計画案策定の段階から会議等を開催するなど積極的に対応されたい。

(3) 予算科目の適正化について(注意事項)

条例に基づき設置された附属機関である那覇市観光功労者表彰審査会委員の報酬に係る支出科目について、第1節報酬(委員報酬)で計上執行しているが、同節報酬(非常勤職員報酬)が適切であるので注意されたい。

出納室 定期監査報告書

- 第 1 監査の対象 出納室
- 第 2 監査の期間 平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 3 月 27 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は、平成 17 年度 (平成 17 年 11 月 30 日現在)における
予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等
について、監査資料の提出を求め、関係各課から説明を聴取し、
これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどう
かを主眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

出 納 室

1 職員の配置状況

出納室の職員配置状況は、室長(1人)、主幹(1人)、主査(4人)、主任主事(7人)、主事(1人)の計14人である。

定数外職員は、非常勤職員(1人)、臨時職員(2人)の計3人である。

2 主な所掌事務

出納室は、現金の出納、現金及び財産の記録管理、決算の調製、公印の保管、支出負担行為の確認及び収入・支出その他の命令書等の審査、出納職員等、指定金融機関等、室の予算・文書等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、主に沖縄県都市収入役会(10,000円)、全国収入役会(5,000円)への団体負担金等である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、全国都市収入役会負担金(5,000円)、沖縄県都市収入役会定例会出席負担金(2件計16,000円)、九州都市収入役会総会出席負担金(5,000円)である。

概算払による支払いは、実務研修及び全国都市収入役会定期総会旅費(64,070円)、沖縄県都市会計課職員研修会旅費(3,480円)、九州都市収入役会総会旅費(70,030円)である。

これらについて、審査した結果、「6検討事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市歳入金の納付済通知書等による歳入の内容を電子計算機の外部記憶媒体に収録する業務委託(6,000,000円)、収入役専用車運転業務委託(2人計3,420,000円)の委託契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、主に複写機リース料(438,480円)等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年1月16日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認められた。

6 検討事項

支出負担行為の収入役事前合議について

支出負担行為の収入役事前合議は、那覇市予算決算規則第23条第3項に基づき別表第1に定められている。しかし、「出来高払い等のような請求により作成する支出負担行為については、事前合議の対象とはならない」との解釈により、平成12年3月13日付けで財政課と合議することなく出納室長名で各所属長あて通知している。

しかしながら、規則と実際の運用が違ふということになると、統一的な取り扱いが出来なくなり不都合が生じると思われるので関係課と調整の上、規則改正及び収入役事前合議のあり方も含めて検討されたい。

環 境 部 定期監査報告書

- 第1 監査の対象 環境部
環境政策課、クリーン推進課、環境保全課、環境センター
- 第2 監査の期間 平成17年12月1日から平成18年3月27日まで
- 第3 監査の方法 監査は、平成17年度(平成17年11月30日現在)における予算の執行状況及び事務事業状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第4 監査の結果 次のとおり

環境政策課

1 職員の配置状況

環境政策課の職員配置状況は、課長(1人)、主幹(4人)、主査(7人)、主任主事(4人)、主事(3人)計19人である。

定数外職員は、非常勤職員(4人)、臨時職員(2人)の計6人である。

2 主な所掌事務

環境政策課は、環境基本計画、ゼロエミッション(資源循環型社会)の推進、廃棄物の処理及び清掃に係る総合計画の策定及び調整、ごみ減量及び資源化、ISO14001の総括及び推進、一般廃棄物処理施設等の整備計画、一般廃棄物処理業の許可及び指導、一般廃棄物のし尿の処分、一般廃棄物のし尿処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導並びに公衆便所の維持管理に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、交付金について

負担金の支出は、国連大学ゼロエミッションフォーラム負担金(50,000円)、全国清掃会議負担金(190,000円)、沖縄県都市清掃協議会負担金(3,000円)、おきなわアジェンダ21県民会議負担金(30,000円)、都市ごみ処理施設組合管理運営負担金(140,544,000円)、ごみ焼却施設建設負担金(905,748,000円)、事務室建設負担金(52,362,000円)、最終処分場建設負担金(216,205,000円)及び還元施設建設負担金(201,710,000円)、国有資産等所在市町村交付金(1,197,700円)等である。

(2) 資金前渡、概算払の取扱いについて

資金前渡による支払いは、那覇市生ごみ処理機助成金交付(3,581,974円)、那覇市資源ごみ集団回収奨励金(1,533,570円)、災害時し尿汲み取り手数料扶助費(93,043円)及び第1回那覇市ごみ問題三者連絡協議会開催に伴う報償費及び食糧費(38,851円)等である。

概算払による支払いは、国際連合大学フォーラム及び市民共同発電所視察研修他4件(409,960円)の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6環境部各課等の共通留意事項(1)」で指摘した以外、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約の主なものは、し尿及び浄化槽汚泥処理業務(66,102,960円)、那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務(41,502,906円)、那覇市ごみ分別方法広報業務(19,270,125円)、那覇市し尿・浄化槽汚泥運搬業務(18,975,600円)、那覇市し尿中継槽施設の管理及び清掃業務(9,142,980円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の主なものは、移動食器洗浄車賃借料(2,110,500円)、那覇市し尿中継槽用地賃借料(2,176,188円)、複写機賃借料(207,051円)、タクシー使用料(530,470円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、公衆便所修繕(208,509円)、備品修繕(49,707円)、及びし尿中継槽維持修繕(32,550円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理について、土地(公衆便所用地「2箇所」189.29㎡、有限会社中央環境サービス公社への貸付用地2,249.00㎡)、建物(公衆便所「10箇所」173.47㎡、パレット市民劇場トイレ37.77㎡、し尿中継施設「新港埠頭」607.95㎡、有限会社中央環境サービス公社への貸付建物530.21㎡)の使用状況及び公有財産台帳の副本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年1月16日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(3) 基金及び出資金について

一般廃棄物処理施設建設等基金(基金現在高686円)について審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 環境部各課等の共通留意及び環境政策課の注意事項

(1) 団体負担金について(環境部の共通留意事項)

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成16年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体が見受けられる。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。各課等における見直し等検討を要する団体の決算状況は、以下のとおりである。

交 付 団 体 決 算 状 況

(単位:円)

団 体 名	平成17年度予算額 (那覇市)	平成16年度決算額			収支比率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
沖縄県都市清掃協議会	3,000	60,471	9,710	50,761	16.1	環境政策課
おきなわアジェンダ21県民会議	30,000	4,293,072	2,658,148	1,634,924	61.9	環境政策課
国連大学ゼロエミッションフォーラム	10,000	25,073,000	11,097,000	13,976,000	44.3	環境政策課
沖縄県市町村環境保全行政協議会	3,000	207,159	10,458	196,701	5.0	環境保全課
九州都市環境行政連絡会議	30,000	1,345,446	230,955	1,114,491	17.2	環境保全課
沖縄県合併処理浄化槽普及促進市町村協議会	30,000	2,292,176	573,184	1,718,992	25.0	環境保全課
ラムサール登録湿地関係市町村会議	70,000	1,150,046	774,717	375,329	67.4	環境保全課 平成15年度決算
沖縄県衛生施設連絡協議会	3,000	121,438	90,032	31,406	74.1	環境センター

(2) 債務負担事業について(注意事項)

那覇市し尿・浄化槽汚泥処理業務に当たっては、独自処理施設がないため、平成15年1月14日付けで沖縄市長、宜野湾市長、北谷町長及び倉浜衛生施設組合長あて、「那覇市のし尿・浄化槽汚泥処理について」那覇市長から要請を行い、平成16年3月25日に倉浜衛生施設組合と本市において、受入れについての確認書を締結している。

倉浜衛生組合と地元自治会で「組合構成市町村以外の搬入は認めない。」との協定書を締結しており、那覇市のし尿・浄化槽汚泥処理については、前提条件として、地元自治会の同意を得た後に搬入、処理することとしている。平成15年度中に地元自治会の同意が得られず、平成16年4月27日に「那覇市し尿・浄化槽汚泥処理に関する協定書」を地元自治会と倉浜衛生組合で締結している。

その結果、那覇市し尿・浄化槽汚泥運搬業務委託については、平成15年12月補正予算において平成16年度から平成19年度まで限度額96,000,000円の債務負担行為の議決を得たが、当該年度中の予算執行ができず、平成16年4月30日に「那覇市し尿・浄化槽汚泥運搬業務委託契約書」を単年度契約締結している。平成17年度も同様に単年度契約している。

債務負担行為については、事業の大型化、複雑化等で事業が複数年度にわたる必要性から設定したものと史料される。契約が困難になった時点で債務負担行為の廃止を行うなど、適正な執行に努められたい。また、債務負担行為の設定に当たっては、事業の意図・目的、対象、経費及び事業期間等十分な事前協議を行い、那覇市予算決算規則及び予算編成方針等を遵守し、適正な予算要求・執行に注意されたい。

クリーン推進課

1 職員の配置状況

クリーン推進課の職員配置状況は、課長(1人)、主幹(2人)、主査(2人)、技査(1人)、主任主事(3人)、運転技査(3人)、主任運転手(5人)、運転手(20人)、環境整備主査(2人)、主任環境整備員(2人)、環境整備員(28人)、総合現業主査(1人)、総合現業員(11人)計81人である。

定数外職員は、臨時職員33人である。

2 主な所掌事務

クリーン推進課は、一般廃棄物に係る収集及び指導、環境センター専用道路、ポイ捨て防止による環境美化促進及び不法投棄防止に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助金について

負担金の支出は、安全運転管理者会費(15,000円)及び講習への出席負担金(12,600円)である。

補助金の支出は、クリーン指導員連絡協議会(720,000円)への補助金である。

(2) 資金前渡の取扱いについて

資金前渡による支払いは、クリーン指導員報償費(1,400,000円)、安全運転管理者講習会負担金(12,600円)である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約の主なものは、一般家庭ごみ収集運搬業務(787,360,000円)、市道上等犬猫処理業務(3,998,925円)、花壇草花植栽維持管理業務(3,000,000

円) ごみ搬入専用道路清掃及び除草業務(1,859,970 円) 無線機保守業務(672,000 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の主なものは、塵芥収集車両賃借料(9,631,440 円) 地域清掃に伴う車両借上料(1,713,600 円) 印刷機賃貸借他3件(593,688 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の主なものは、ストップランプスイッチ取替修繕他備品41件(4,081,751 円) パンク修繕他備品11件(189,492 円) 等の修繕である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理について、土地(クリーン推進課用地 5944.60㎡) 建物(クリーン推進課事務所他6件979.63㎡) の使用状況及び公有財産台帳の副読本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年1月17日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

環境保全課

1 職員の配置状況

環境保全課の職員配置状況は、課長(1人)、主幹(1人) 主査(4人)、主任主事(4人) 主事(1人) 予防主査(1人) 主任予防技術員(1人) 予防技術員(6人) 計19人である。

定数外職員は、非常勤職員(1人) 臨時職員(7人) の計8人である。

2 主な所掌事務

環境保全課は、環境保全、公害防止に関する施設及び実施計画、公害の苦情処理相談及び紛争の処理、自然保護、狂犬病の予防、ハブ対策、墓地・埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号) に基づく業務及びそ族昆虫の駆除に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助金について

負担金の支出は、いなんせ斎苑管理運営負担金(102,284,000 円) 漫湖水鳥・湿地センター管理運営負担金(4,722,000 円) 沖縄県公衆衛生協会運営負担金(384,186 円) ラムサール条約登録湿地関係市町村会議運営負担金(40,000 円) 九州都市環境行政連絡会議年会費(30,000 円) 等である。

補助金の支出は、生活排水対策水深事業補助金(411,000 円) 水資源有効利用推進事業補助金(230,687 円) 事業等への補助金である。

(2) 資金前渡の取扱について

資金前渡による支払いは、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議運営負担金(40,000 円)、九州都市環境行政連絡会議年会費(30,000 円)、沖縄県市町村

環境保全行政協議会負担金(3,000 円)、大嶺海岸観察会及びホテル観察会・調査会等のレクリエーション保険料(10,800 円)である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、環境政策課の「6 環境部各課等の共通留意事項(1)」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約の主なものは、市内河川水質調査(966,000 円)、国場川水あしび業務(700,00 円)、那覇市自然観察指導員実践講座(500,000 円)、飼い犬登録受託収納業務(346,815 円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、業務用自動車リース料(358,850 円)、複写機カウンター及びタクシー使用料(195,965 円)等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、車輛修繕他2件(148,543 円)、車輛修理(タイヤ)他2件(108,286 円)、オートバイ修理他3件(112,868 円)の修繕である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理は、建物(環境保全課現場事務所(136.08 m²)、無縁遺骨仮安置所(52.06 m²)の使用状況を公有財産台帳の副本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年1月18日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意・努力事項

(1) 条例設置が必要な附属機関について(注意事項)

「ペット動物の正しい飼い方」について、平成15年度から平成17年度まで三原地区を「飼い犬等モデル地区」として研究し実施しているが、その中間報告の中で、市全体として取組む必要が求められた。

中間報告を受け、ペットの正しい飼い方について調査審議するため、「那覇市動物の愛護と管理推進協議会(仮称)」を設置し、委員には、「那覇市環境審議会規則」第2条第3項の規定を適用して、臨時委員を委嘱する予定であった。

しかし、「那覇市動物の愛護と管理推進協議会(仮称)」は、附属機関として条例設置されていないため、予算執行ができない状況にあることは不適切である。

予算要求に当たっては、事業の意図・目的、対象、内容及び条例制定等十分な事前協議を行い、適正な予算要求に注意されたい。

(2) こどもエコクラブ推進事業について(努力事項)

こどもエコクラブ推進事業については、環境省が推進する環境活動の「こどもエコクラブ」活動メニューづくりや、指導、運営のサポートできる人材を育成するための養成講座と那覇市こどもエコクラブ大会の費用が主な内容となっている。

しかし、平成 17 年 11 月 30 日現在、予算は未執行となっている。養成講座は平成 18 年 1 月～2 月、那覇市こどもエコクラブ大会を平成 18 年 3 月開催予定とのことである。このような事業については、早期に事業執行し、エコクラブヘルパーを育成し活用する等、効率的・効果的な予算執行に努められたい。

環境センター

1 職員の配置状況

環境センターの職員配置状況は、所長(1人)、主幹(1人)、主査(2人)、技査(1人)、主任主事(2人)、技師(1人)、プラント整備技査(1人)、主任プラント整備員(2人)、操作整備技査(5人)、主任操作整備員(5人)、操作整備員(12人)の計 33 人である。

定数外職員は、非常勤職員(2人)、臨時職員(5人)の計 7 人である。

2 主な所掌事務

環境センターは、環境センターの施設の維持管理及び一般廃棄物(し尿を除く)の処分に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、日本環境衛生センター年間負担金(50,000 円)、沖縄県衛生施設連絡協議会負担金(3,000 円)である。

(2) 資金前渡の取扱いについて

資金前渡による支払いは、台風時における食糧費(5,000 円)、環境モニター委嘱によるテレホンカードの現物支給代金(4,000 円)、沖縄県衛生施設連絡協議会の団体負担金(3,000 円)、那覇市・南風原町公害防止連絡協議会食糧費(2,160 円)である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、環境政策課の「6 環境部各課等の共通留意事項(1)」で指摘した以外、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約の主なものは、リサイクルプラザ維持管理業務(65,709,000 円)、ごみクレーン運転維持管理業務(48,888,000 円)、特殊車輛のフルメンテナンス業務(37,100,000 円)、可燃ごみ処分業務(27,220,093 円)、汚水処理場維持管理業務(20,189,400 円)、最終処分場維持管理業務(21,002,100 円)等の委託契約である。

(2) 工事請負契約について

工事請負契約の主なものは、前年度から繰越事業の環境センター浸出水処理施設改修工事(163,915,000 円)、当該年度の汚水調整地補修工事(既設)(23,940,000 円)、最終処分場法面工事(10,666,950 円)等である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、タクシー使用料等(130,781 円)の契約である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約の主なものは、焼却炉定期整備修繕(1号炉)(36,750,000 円)、クリン力除去修繕(1,2号炉)(7,548,000 円)、雑用コンプレッサー配管修繕

他 36 件 (5,685,212 円) 電気集塵機保全整備 (1, 2 号炉) (3,868,200 円) クレーン設備年次点検整備 (2,850,000 円) 等の修繕である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理は、行政財産(土地)(清掃工場 32,510.77 m²、埋立用地 82,904.11 m²、ごみ処理施設 1,677.00 m²、汚水調整池 3,260.00 m²) 普通財産(土地) 36,085.00 m² (那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合へ無償貸与) 建物(清掃工場 4,662.99 m²) ゴミ処理施設(リサイクルプラザ) 3,711.47 m²の使用状況を公有財産台帳の副本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 18 年 1 月 19 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

教育委員会 定期監査報告書

- 第 1 監査の対象
- 1 生涯学習部
 - 総務課、文化財課、壺屋焼物博物館、公民館(久茂地、若狭、石嶺)、図書館(久茂地、若狭、石嶺)、生涯学習課、市民スポーツ課、施設管理課
 - 2 学校教育部
 - 学校教育課、教育研究所、学務課、やる気・元気サポート室、青少年センター、学校給食室、学校給食センター
- 第 2 監査の期間 平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 3 月 27 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は平成 17 年度(平成 17 年 11 月 30 日現在)における予算の執行状況及び事務事業の状況ならびに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、法令に基づいて、適性かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

総務課

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、課長(1人)、主幹(3人)、技幹(1人)、主査(10人)、主任主事(2人)、主事(4人)の計 21 人である。

定数外職員は、非常勤職員(2人)、臨時職員(1人)の計 3 人である。

2 主な所掌事務

総務課は、教育委員会会議、秘書及び渉外、請願及び陳情、教育長協会等の教育団体、条例、規則等の制定、改廃及び解釈、例規審議会、情報公開及び個人情報

報保護、教育行政に関する相談、文書及び公印、庁用共用物品の調達及び管理、庁内共用備品の調達及び管理、議会との連絡事務、災害対策、庁舎管理、生涯学習に係る総合調整等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、沖縄県市町村教育委員会連合会(501,760円)、沖縄県市町村教育長協会(488,661円)等への負担金である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、沖縄県市町村教育委員会連合会団体負担金(501,760円)、沖縄県市町村教育長協会団体負担金(488,661円)、指導主事に係る給料、管理職手当、通勤手当等である。

概算払による支払いは、沖縄労働局への雇用保険料、労働災害保険料、研修参加旅費及び負担金等である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

定期健康診断一般職員(753,186円)、給食関係職員(595,980円)、庁舎清掃(2,583,000円)、庁舎警備(2,755,200円)等の契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

教育委員会庁舎敷地賃借料(2,271,156円)、冷房機リース(2,259,996円)等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

使用料及び賃借料は、車両修繕、消防設備不良箇所修繕等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6是正事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

教育委員会庁舎(2,333.0㎡)、倉庫(81.5㎡)について、公有財産台帳の副本及び関係付属図面等により審査した結果、おおむね良好に監理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年1月16日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 教育委員会各課等の共通注意・留意及び総務課の是正事項

(1) 随意契約による契約事務について(注意事項)

随意契約による契約事務については、地方自治法施行令第167条の2(随意契約)第1項の第1号から第9号、及び那覇市契約規則第21条の2(予定価格の決定)同第21条の3(見積書の徴収)等の規定に基づいて執行しなければならないが、次のような不適切な契約内容があった。

これらの規定は、地方公共団体が事業執行するに当たって、公正、機会均等、経済性を確保する必要から規定されているので、今後はこれらの契約に関する

規定を遵守していただきたい。

(単位：件数)

主管課等	抽出監 査件数	予定価格の 設定なし	2人以上の者 からの見積書 なし	随意契約理由の緊急性や 特殊性等が不明確	随意契約理由と 適用条項の表示 なし
学校教育課	27	6		15	
施設管理課	18		9		1
石嶺公民館	7	3	4		

(2) 負担金・補助金について(留意事項)

負担金・補助金の交付団体の運営状況について、交付団体の平成16年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、あるいは、多額の翌年度繰越額が発生している団体が見受けられる。

負担金・補助金は交付額の多寡にかかわらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。各課等における見直し等、検討を要する団体の決算状況は、以下のとおりである。

負担金交付団体決算状況

(単位：円)

団 体 名	平成17年 度予算額 (那覇市)	平成16年度決算額			収支 比率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
那覇地区学力向上 対策委員会	176,000	338,798	280,854	57,944	82.9	学校教育課
沖縄県学校保健会	158,000	1,373,596	1,048,307	325,289	76.3	学校教育課
沖縄県博物館協会	5,000	344,553	157,612	186,941	45.7	壺屋焼物博物館
九州博物館協議会	5,000	1,071,452	951,122	120,330	88.8	壺屋焼物博物館
日本博物館協会	30,000	173,395,557	152,778,120	20,617,437	88.1	壺屋焼物博物館
沖縄県公民館連絡 協議会	192,100	4,767,590	4,307,612	459,978	90.3	生涯学習課
沖縄地区防音事業 連絡協議会	197,000	1,493,725	1,319,746	173,979	88.4	施設管理課
沖縄県公立文教施 設整備期成会	800,000	9,496,503	7,044,595	2,451,908	74.2	施設管理課
沖縄地区史跡整備 市町村協議会	20,000	2,504,440	1,342,978	1,161,462	53.6	文化財課
全国史跡整備市町 村協議会	40,000	29,428,158	22,118,715	7,309,443	75.2	文化財課
沖縄県教育研究所 連盟	30,000	446,581	300,720	145,861	67.3	教育研究所
全国教育研究所連 盟	20,000	7,759,307	6,210,859	1,548,448	80.0	教育研究所
沖縄県青少年セン ター連絡協議会	5,000	41,164	33,970	7,194	82.4	青少年センター

全国適応指導教室 連絡協議会	5,000	1,943,650	1,678,543	265,107	86.4	青少年センター
-------------------	-------	-----------	-----------	---------	------	---------

補助金交付団体決算状況

(単位：円)

団 体 名	平成17年度 予算額 (那覇市)	平 成 1 6 年 度 決 算 額			収支 比率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
那覇市PTA連合会	2,662,000	12,816,017	11,778,631	1,037,386	91.9	生涯学習課

(3) 業務委託契約について(是正事項)

平成17年度定期健康診断業務委託は一般職員及び給食職員の健康診断を実施する業務委託で、検査対象人数が確定されない為、検査単価を入札する指名競争入札を実施したものである。今回最低価格で落札した業者が契約を辞退した為、契約締結不履行により損害賠償金(340円)として入札額の100分の5を徴収したものであるが、総務課独自で作成した指名競争入札の通知・心得の記載及び入札書の記載事項の確認について、下記2点に契約業務の不適切な執行が見られた。

那覇市契約規則第12条第1項(入札保証金)では見積もる契約金額(単価による入札にあたっては、見積単価に予定数量を乗じて得た額とする。)となっているが、当該指名競争入札の通知において、入札保証金の算定を入札額の100分の5以上としている。

那覇市工事請負等指名競争入札心得第7条(入札の無効)には(3)日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札(6)誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札は無効とあるが、入札日付についての誤認、入札書記載事項の確認作業が確実に実施されていない状況が見受けられる。

今後は入札開札及び契約業務にあたって、那覇市契約規則及び那覇市工事請負等指名競争入札心得を遵守し契約業務の適正な執行にあたられるよう改善されたい。

文化財課

1 職員の配置状況

文化財課の職員配置状況は、課長(1人)、主幹(1人)、主査(1人)、技査(1人)、主任専門員(1人)、主任主事(2人)、主任技師(1人)、専門員(4人)、主事(1人)の計13人である。

定数外職員は、非常勤職員(54人)、臨時職員(39人)の計93人である。

2 主な所掌事務

文化財課は、文化財の保存及び活用に関する企画、調査及び研究、指定文化財の維持管理、文化財審議会、文化財関係団体の育成及び指導助言、世界遺産、芸術文化の振興、埋蔵文化財の発掘調査、埋蔵文化財の保存及び活用に関する企画、調査研究に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、「歩き・み・ふれる歴史の道」沖縄中央大会(270,000円)、全国史跡整備市町村協議会(40,000円)等への参加負担金である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、「歩き・み・ふれる歴史の道」沖縄中央大会負担金(270,000円)、第二回市内近世墓群調査検討委員会旅費(94,600円)である。

概算払による支払いは、全国史跡整備市町村協議会総会旅費(86,080円)である。

これらについて審査した結果、総務課の「6教育委員会各課等の共通留意事項(2)」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

市指定文化財及び市所有文化財清掃業務(4,305,000円)、玉陵管理(7,097,600円)、玉陵・旧崇元寺清掃(2,310,000円)、玉陵警備(2,205,000円)、識名園管理運営(15,401,000円)、識名園警備(2,205,000円)等の契約である。

(2) 工事及び設計委託契約について

寒水川樋川整備工事(2,572,500円)、銘苅古墓群崩落等防止工事(1,281,000円)である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

三原資料室賃借料(3,570,000円)、神原資料室賃借料(1,144,500円)、仮設事務所賃借料(3,237,255円)、重機使用料(1,275,750円)、3次元実測システム(8,820,000円)、遺物収蔵庫賃貸料(2,494,800円)等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6注意事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

ア 土地(行政財産:47筆)

那覇市文化財用地:泊外人墓地、安谷川、金城大樋川、仲の川、新垣ヌカー、潮汲川、上ヌ東門カー、下ヌ東門カー、加良川、宝口樋川、シーマシ嶽、雨乞嶽、寒水川樋川、安谷川嶽、さくの川、ガーナー森、識名園、玉陵、旧崇元寺第一門及び石牆、円覚寺跡、園比屋武御嶽、伊江殿内庭園、美連嶽、火立毛等である。

イ 建物(行政財産:14棟)

識名園(六角堂、御殿、番屋、駕籠屋、勸耕台、正門、通用門、管理事務所、トイレ、券売所)、玉陵(奉円館、東の御番所)である。

ウ 工作物(24箇所)

上天妃宮跡石門石造門天女橋、安谷川、金城大樋川、仲之川、新垣ヌカー、潮汲川、上ヌ東門カー、下ヌ東門カー、加良川、宝口樋川、シーマシ嶽、雨乞嶽、寒水川樋川、安谷川嶽、さくの川、旧崇元寺第一門及び石牆、玉陵墓室及び石牆、龍淵橋、末吉宮礎道、玉陵碑、新修美栄橋碑、与那覇勢頭豊見親逗留旧石碑、園比屋武御嶽、伊江殿内庭園、旧天界寺の井戸等である。

これらについて、公有財産台帳の副本及び関係付属図面等により審査した結

果、おおむね良好に監理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年1月17日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意事項

使用料及び賃借料の契約について

重機使用料の支払いについては、埋蔵文化財試掘448,000円、那覇西海岸道路建設に伴う発掘1,837,000円、市内遺跡発掘調査222,000円を予定し、予算総額は2,507,000円となっている。重機の時間当たり使用料については3社より単価見積書を徴収し最低単価を設定している。見積書の単価が少額であることから那覇市契約規則第3条(契約書作成の省略:40万円以内)により契約書を作成せず、最低価格を提出した業者から毎月の請求書(使用実績)により支払している状況にある。単価による入札に当たっては、見積もり単価に予定数量を乗じて得た額を契約金額として契約業務を実施すべきであり、単価入札の金額を基準に契約書作成の省略、随意契約を実施していることは契約規則の誤認がある。

当使用料の予算総額は、契約規則第21条(随意契約によることができる限度額)に基づく随意契約の出来る物件の借入れ40万円以内をも超えており、指名競争入札等に付すべきである。また、見積書の記載事項においても有効期間の記載が無く不適正な見積書となっており、見積書徴収及び契約業務に当たっては同規則を遵守し契約業務の適正な執行にあたられるよう注意されたい。

生涯学習課

1 職員の配置状況

生涯学習課の職員の配置状況は、課長(1人)、主幹(2人)、主査(5人)、主任主事(4人)、主事(2人)の計14人である。

定数外職員は、臨時職員(1人)である。

2 主な所掌事務

生涯学習課においては、生涯学習の推進に係る企画、調査及び総合調整、生涯学習の推進に係る広報、啓発活動及び関連事業、生涯学習関連のデータベースの整備及び提供、学校開放の総合的推進、生涯学習推進協議会、社会教育に関する企画、調査及び総合調整、社会教育施設の設置及び廃止、チルドレンズミュージアム、社会教育関係団体の育成及び指導助言、社会教育実習、育英事業、社会教育委員、社会教育指導員、市民文化、ユネスコ活動、社会教育関係職員の研修、青少年問題及び青少年の健全育成に関する企画、調査、及び研究、青少年施設の設置、管理及び廃止、青少年関係団体等との連絡調整、青少年団体の育成及び指導助言、青少年問題協議会、所管する教育機関の指導助言及び総合調整、所管する公の施設等の管理運営、課内庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助金について

負担金の支出は、沖縄県公民館連絡協議会(192,100円)等への団体負担金である。

補助金の支出は、那覇市青少年健全育成市民会議(4,812,000円)、那覇市P

T A 連合会 (2,662,000 円) (財) 那覇市育英会 (6,000,000 円) 等に係る補助金である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、第1回那覇市青少年問題協議会委員の報酬 (37,500 円) 第1回那覇市青少年問題協議会委員の費用弁償 (28,600 円) 第27回那覇市生涯学習フェスティバルに伴う報償費 (102,000 円) 等である。

概算払による支払いは、那覇市 P T A 連合会への補助金 (2,662,000 円) 那覇市青少年健全育成市民会議への補助金 (4,812,000 円) (財) 那覇市育英会への補助金 (6,000,000 円) 等である。

これらについて審査した結果、総務課の「6教育委員会各課等の共通留意事項(2)」で述べたこと以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、森の家みんなの管理業務 (8,337,000 円) 那覇市子育て支援ブックスタート業務 (3,424,000 円) 「那覇こどものためのデザイン」推進基本計画作成業務 (5,899,950 円) 繁多川公民館業務 (14,952,000 円) 繁多川図書館業務 (17,148,449 円) 等の委託契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、中央公民館、中央図書館、視聴覚ライブラリー敷地の賃借料 (768,120 円) 石嶺公民館、石嶺図書館、石嶺プール用地の賃借料 (6,409,185 円) 等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、久茂地公民館正面玄関の立入防止フェンスの修繕料 (980,700 円) の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理について、土地は公民館(13,899.75 m²) 建物は公民館(10,836.96 m²) 図書館(4,263.16 m²) 自然体験学習施設(1,023.16 m²) 等の利用状況、管理状況及び公有財産台帳の副本等を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年1月16日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

壺屋焼物博物館

1 職員の配置状況

壺屋焼物博物館の職員の配置状況は、館長(1人) 主査(1人) 主任学芸員(1人) 主任主事(1人) 学芸員(2人) の計6人である。

定数外職員は、非常勤職員(1人) である。

2 主な所掌事務

壺屋焼物博物館は、焼物及びこれに関する資料(以下「焼物等」という。)の

収集、保管、展示、焼物等に関する調査及び研究、焼物等に関する展覧会、講演会、講習会等の開催、展示等のための施設の提供、那覇市立壺屋焼物博物館協議会、その他博物館の設置目的を達成するために必要な事業、館内庶務に関する業務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、納付書兼調定票、支出負担行為書、所属別歳入及び歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、沖縄県博物館協会(5,000円)、九州博物館協議会(5,000円)、日本博物館協会(30,000円)への団体負担金である。

(2) 概算払の取扱について

概算払による支払いは、寄贈資料の展示指導に係る旅費(63,990円)である。これらについて審査した結果、総務課の「6教育委員会各課等の共通留意事項(2)」で述べたこと以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、博物館警備・観覧券販売及び展示室監視業務(7,856,100円)、博物館清掃業務(4,095,000円)等の委託契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、博物館駐車場の賃借料、その他2件(531,890円)の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理は壺屋焼物博物館土地(4筆 1,187.34 m²)、建物(1棟 1,852.58 m²)について、公有財産台帳の副本と現場調査した結果、良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年1月17日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

市民スポーツ課

1 職員の配置状況

市民スポーツ課の職員の配置状況は、課長(1人)、主幹(1人)、主査(4人)、技査(2人)、主任主事(2人)、主事(1人)の計11人である。

定数外職員は、非常勤職員(1人)、臨時職員(1人)の計2人である。

2 主な所掌事務

市民スポーツ課においては、社会体育に関する企画、調整及び研究、那覇市スポーツ振興基本計画、社会体育施設の委託、設置、管理及び廃止、奥武山野球場の建設・整備、指定管理者制度、スポーツ振興審議会、体育指導委員、社会体育関係団体の育成及び指導助言、スポーツ・レクリエーション、学校体育施設の開放、所管する公の施設等の管理運営、課内庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、納付書兼調定票、歳入予算整理簿、支出負担行為書、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助金について

負担金の支出は、沖縄県体育指導委員協議会(83,000円)への団体負担金と第43回沖縄県体育指導委員研究大会への参加負担金である。

補助金の支出は、那覇市体育協会運営事業(6,158,000円)、那覇市レクリエーション協会運営事業(610,000円)、児童の県外大会派遣による交流事業(2,746,096円)等に係る補助金である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、学校開放管理指導員報償費(15,982,900円)、スポーツ専門指導員派遣報償費(352,500円)等である。

概算払による支払いは、NPO法人那覇市体育協会への補助金(6,158,000円)、那覇市レクリエーション協会への補助金(610,000円)等である。

これらについて審査した結果、「6努力事項」で述べた以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市民体育館、市民庭球場、石嶺プールなどの那覇市体育施設管理等業務(123,639,600円)等の委託契約である。

(2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料は、学校体育館清掃用モップ・マットの賃借料(1,554,714円)、那覇新都心多目的広場の土地の賃借料(9,637,370円)等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、体育施設照明機器の修繕料(石田中学校水銀灯ランプ修繕他8件、1,212,330円)、市民庭球場の照明機器幹線取替修繕料(1,134,000円)等の契約である。

これらについては、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理は、土地(ゲートボール場1,991.34㎡)、建物(首里石嶺プール1,009.99㎡、ゲートボール場の便所5.1㎡)等の利用状況、管理状況及び公有財産台帳の副本等を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年1月18日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 努力事項

歳出執行状況について

専門指導員派遣事業については、サッカー、陸上、空手、テニス等の専門指導員を地域のスポーツ団体へ派遣・指導するものであるが、予算額が3,500,000円に対し、支出負担行為額が1,135,940円、執行率が32.5%と低くなっている。

執行率が低い主な理由としては、本事業のスポーツで大きなウェートを占めるサッカーの専門指導員としての非常勤職員（1人）を今年度は配置していないこと、専門指導員と要請する団体（小・中学校、スポーツ少年団、幼稚園、学童クラブ等）との日程調整がうまくかみ合わず、予定通り実施されなかったこと等が考えられるが、年度当初からサッカーのみならず他のスポーツにおいても地域のスポーツ団体、学校等のニーズに応えることが出来るよう、きめ細やかな取り組みをすべきであり、限られた予算の中で、より効果的・効率的な予算の執行の改善に努めてもらいたい。

公 民 館（市立公民館7館のうち、久茂地公民館、若狭公民館、石嶺公民館について実施した。）

1 職員の配置状況

各公民館の職員配置状況は、

久茂地公民館は主査（1人）、公民館主事（2人）の計3人、若狭公民館は主査（1人）、公民館主事（1人）の計2人、石嶺公民館は主査（1人）、公民館主事（2人）の計3人である。

定数外職員は、久茂地公民館が非常勤職員（3人）、若狭公民館が非常勤職員（3人）、石嶺公民館が非常勤職員（2人）である。

2 主な所掌事務

公民館は、講座の開設、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会、まつり等の開催、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る、体育、レクリエーション等に関する集会の開催、各種の団体、機関等の連絡、施設を市民の集会その他公共利用に供する、学習団体の育成、学習相談、公報（館報等）、プラネタリウムの投影（久茂地公民館）、所属する複合施設の維持管理、その他公民館の設置目的を達成するために必要な事業、館内庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、納付書兼調定票、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）資金前渡・概算払の取扱について

〔久茂地公民館〕

資金前渡による支払いは、高齢者学級講師謝礼（21,000円）である。

概算払による支払いは、少年教室宿泊学習に伴う旅費（19,500円）である。

〔若狭公民館〕

資金前渡による支払いは、乳幼児学級保育サポーター謝礼金（75,000円）である。

〔石嶺公民館〕

資金前渡による支払いは、通学合宿の謝礼のための報償費（2件、21,000円）である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

〔久茂地公民館〕

エレベーター保守点検（534,450円）、冷房保守点検（714,000円）、プラネタリウム保守点検（687,750円）等の契約である。

〔石嶺公民館〕

消防用設備保守点検 (435,750 円) 空調設備保守点検 (500,000 円) エレベーター保守点検 (486,150 円) 等の契約である。

(2) 修繕料の契約について

〔石嶺公民館〕

修繕料の契約は、チラー圧縮機用マグネットコンタクター取替、他9件の修繕料 (576,502 円) 等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、総務課の「6 教育委員会各課等の共通注意事項(1)」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

各公民館における物品の出納及び保管等について、久茂地公民館は平成18年1月19日、若狭公民館は同年1月19日、石嶺公民館は同年1月18日に、備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

図 書 館 (全7図書館の内、久茂地・若狭・石嶺図書館の3分館について中央図書館が管理している予算の執行状況等に基づき実施した。)

1 職員の配置状況

各分館の職員の配置状況は、久茂地図書館が分館長1人、主任主事1人、主事1人の計3人、若狭図書館が分館長1人、主事2人の計3人、石嶺図書館が分館長1人、主任主事1人、主事1人の計3人であり、また、予算を執行管理している中央図書館は館長1人、主査5人、技査1人、主任主事1人、主事5人、主任運転手1人の計14人の配置となっている。

全7館の定数外職員は、非常勤職員は45人で、その内訳は、久茂地図書館7人、若狭図書館7人、石嶺図書館8人、中央図書館9人、その他3分館14人の配置である。臨時職員は1人で中央図書館への配置である。

2 主な所掌事務

中央図書館においては、図書館奉仕、レファレンス及び読書相談、図書館資料の購入計画・選書・登録・除籍等、図書館資料の保存、障害者のための資料の収集及び宅配サービス、寄贈図書を受け入れ、読書会・おはなし会等・読書推進事業の主催及び関係団体の支援、他の公共図書館及び学校図書館等との図書館資料の相互貸借、移動図書館の奉仕、移動図書館のおはなし会等・関係団体の支援、移動図書館のレファレンス及び読書相談、移動図書館資料の購入計画・選書・登録・除籍等、移動図書館資料の保存、移動図書館ステーション、視聴覚ライブラリー、図書館コンピューターシステムの運営管理、統計及び広報、図書館運営の調査研究及び企画、図書館関連要綱等の内規の制定、図書館協議会、所管する複合施設の維持管理及び分館の所管する複合施設の維持管理の総括、分館との連絡調整、その他図書館の設置目的を達成するために必要な事業、図書館運営における市民との協働に関する施策、館内庶務及び図書館全般の庶務に関する事務を所掌している。

また、各分館共通として、図書館奉仕、レファレンス及び読書相談、図書館資料の購入計画・選書・登録・除籍等、図書館資料の保存、寄贈図書を受け入れ、

読書会・おはなし会等・読書推進事業の主催及び関係団体の支援、学校図書館等との図書館資料の相互貸借、所管する複合施設の維持管理(若狭、繁多川図書館)、館内庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、日本図書館協会(50,000円)、沖縄県公共図書館連絡協議会(72,000円)、沖縄県視聴覚ライブラリー連絡協議会(50,000円)等に対する団体負担金である。

(2) 資金前渡の取扱について

資金前渡による支払いは、夏休み工作教室講師謝礼金(18,000円)等である。これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、警備業務委託(7,910,700円)、清掃業務委託(11,598,300円)、図書搬送業務委託(963,900円)、新刊全件マーク作成業務委託(3,045,000円)、視聴覚機器・教材搬送業務委託(1,049,580円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、図書館コンピュータシステム(2件27,458,424円)、複写機賃借契約(4件1,923,876円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、施設及び備品等の修繕(1,461,840円)である。

これらについて、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況について

物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年1月18日に久茂地図書館、同年1月19日に若狭図書館、同年1月18日に石嶺図書館の各館において、備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

学校教育課

1 職員の配置状況

学校教育課の職員の配置状況は、課長(1人)、主幹(3人)、指導主事(8人)、主査(3人)、主任主事(2人)、主事(4人)の計21人である。

2 主な所掌事務

学校教育課においては、学校の経営に関する指導助言、教育課程及び教育内容の指導助言、学校教育に関する企画・調査及び研究、教科領域研究団体の助成、教科用図書の採択、就学指導委員会、学校教育実習、学校の設置及び廃止、幼稚園の制度、県費負担教職員及び幼稚園教諭の免許・任免・分限・懲戒・表彰及び服務その他身分取扱い、幼稚園教諭の勤務条件、県費負担教職員及び幼稚園教諭の福利厚生及び公務災害、県費負担教職員及び幼稚園教諭の研修、校長連絡協議

会・教頭連絡会及び園長連絡協議会、学校保健に係る調査・研究及び統計並びに計画及び実施、教職員・児童・生徒及び幼児の健康診断、学校結核対策委員会、学校環境の衛生管理、学校安全（スクールゾーン等を含む）及び日本体育・学校健康センター、所管する教育機関の指導助言及び総合調整、学校教育部に係る総合調整、部内の他課に属しないこと、課内庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金・補助金について

負担金の支出は、日本スポーツ振興センターへの共済負担金（小学校 10,135,925 円、中学校 4,568,410 円、幼稚園 387,520 円）那覇市学校歯科保健大会への負担金（725,000 円）等である。

補助金の支出は、那覇地区中学校体育連盟主催事業（3,994,515 円）那覇地区中学校文化連盟主催事業（1,503,378 円）特色ある学校づくり支援事業（4,000,000 円）県外派遣選手費（小学校 2,457,050 円、中学校 5,358,400 円）等に係る補助金である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、学校保健関係非常勤職員報酬（小学校 9,536,000 円、中学校 4,488,000 円、幼稚園 5,184,000 円）健康診断業務委託料（小学校 4,824,263 円、中学校 2,172,385 円、幼稚園 2,073,694 円）等である。

概算払による支払いは、小学校英語教育公開研究参加費（63,860 円）中学校体育連盟の大会運営費補助（100,000 円）等である。

これらについて審査した結果、総務課の「6 教育委員会各課等の共通留意事項(2)」で述べた以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、豊かな体験活動推進事業（2,370,000 円）塵芥処理業務（小学校 7,552,560 円、中学校 3,784,680 円、幼稚園 1,258,360 円）汚水・し尿処理施設維持管理業務（小学校 2,047,500 円、中学校 882,000 円、幼稚園 220,500 円）貯水槽清掃業務（小学校 3,648,000 円、中学校 1,710,000 円、幼稚園 342,000 円）粗大ごみ等処理業務（小学校 1,828,890 円、中学校 273,915 円、幼稚園 212,730 円）健康診断業務（小学校 41,478,154 円、中学校 23,409,924 円、幼稚園 4,067,140 円）等の委託である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、学校保健室用パソコン一式賃貸借（小学校 1,689,342 円、中学校 916,290 円）コンピュータ活用機器等リース（小学校 19 件 103,461,120 円、中学校 7 件 75,510,468 円）等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、小禄小学校他 1 校コンピュータ教室電源修繕その他 2 件（411,285 円）石田中学校 LAN 工事（96,000 円）等の修繕である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、総務課の「6 教育委員会各課等の共通注意事項(1)」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況について

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 18 年 1 月 17 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認められた。

施設管理課

1 職員の配置状況

施設管理課の職員の配置状況は、課長(1人)、技幹(1人)、主査(4人)、技査(3人)、主任主事(2人)、技師(2人)の計 13 人である。

定数外職員は、非常勤職員(4人)と臨時職員(1人)の計 5 人である。

2 主な所掌事務

施設管理課においては、教育施設に関する企画・調査及び研究、教育施設の建設計画、施設の維持補修工事、教育財産台帳の整理保存、市有物件(車両を除く)の共済、学校施設の維持及び管理(警備及び目的外使用許可を含む)、学校用地の取得・管理及び賃借、施設の防災計画書の取りまとめ、課内庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況について

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、沖縄県地区防音事業連絡協議会(196,000円)等への団体及び出席負担金である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、平成 18 年度新営予算単価説明会(4,000円)への出席負担金である。

概算払による支払いは、平成 17 年度公立学校施設整備事務担当者研修会(21,290円)への旅費である。

これらについて審査した結果、総務課の「6 教育委員会各課等の共通留意事項(2)」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、警備業務委託(小学校 9 件 27,853,270 円、中学校 8 件 13,351,744 円)、自家用電気工作物保安管理業務委託(小学校 2 件 5,800,620 円、中学校 4 件 3,627,750 円)、消防用設備保守点検業務委託(小学校 2 件 10,691,700 円、中学校 2 件 5,926,800 円、幼稚園 2 件 916,500 円)、冷房機及び空調設備保守点検業務委託(小学校 4 件 5,420,272 円、中学校 4 件 4,021,721 円、幼稚園 4 件 475,257 円)、荷物用昇降機保守点検業務委託(小学校 5 件 4,368,100 円、中学校 5 件 1,357,950 円)等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、校舎・園舎維持補修(小学校 11 件 9,946,650 円、中学校 11 件 9,523,500 円、幼稚園 2 件 1,297,800 円)、消防設備改修(小学校 9 件 6,590,325 円、中学校 5 件 5,589,150 円)、城東小学校校舎関連改築等(10 件 558,263,432 円)、松川小学校校舎関連改築等(6 件 307,433,700 円)、真和志小学校普通教室冷房設置等(3 件 41,370,000 円)、城北中学校屋外教育環境関連整備等(2 件 46,378,500 円)、古藏中学校普通教室冷房設置等(3 件 47,523,000 円)等の工事等である。

(3) 使用料及び賃借料の契約状況について

使用料及び賃借料の契約状況については、安謝小学校(幼稚園含)818.00 m²、城東小学校(幼稚園含)4,994.86 m²、城南小学校(幼稚園含)4,320.00 m²、真嘉比小学校(幼稚園含)6,555.35 m²、大道小学校 1,411.73 m²、松川小学校(幼稚園含)274.00 m²、識名小学校 6,661.02 m²、壺屋小学校(幼稚園含)2,144.09 m²、与儀小学校 2,978.36 m²、城岳小学校(幼稚園含)171.76 m²、垣花小学校 176.00 m²、松島小学校(幼稚園含)8,710.69 m²等の小学校(幼稚園含)合計で 39,215.86 m²(借地割合 6.14%)、安岡中学校 6,990.47 m²、首里中学校 6,288.68 m²、石田中学校 4,493.18 m²、寄宮中学校 3,020.31 m²等の中学校合計で 20,792.64 m²(借地割合 6.00%)の賃貸借契約がある。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、総務課の「6 教育委員会各課等の共通注意事項(1)」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理については、土地(学校用地 842,875.03 m²、繁多川無縁墓地用地 317.00 m²)、建物[(36)幼稚園 23,497 m²、(36)小学校校舎 210,413 m²、多目的ｽｰｽﾞ 16,940 m²、屋内運動場 36,504 m²、ﾌﾞｰﾙ 12,579 m²、(17)中学校校舎 119,321 m²、多目的ｽｰｽﾞ 5,248 m²、ﾌﾞｰﾙ 6,607 m²]の使用状況を財産台帳の副本により審査した結果、「6 是正事項」で指摘した以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年1月16日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 是正事項

財産管理状況について

平成17年11月30日現在における財産管理状況について、平成16年度那覇市一般会計・特別会計歳入歳出決算書の附属書類である財産に関する調書と教育委員会の財産管理状況を照合した結果、行政財産の面積が一致しないことが判明した。不一致である内容として、財産管理状況に比べ財産に関する調書は土地が小学校用地で2校0.83 m²、中学校用地で1校2.40 m²、建物が小学校施設で9校1,838 m²、中学校施設で3校928 m²の差異があった。

那覇市公有財産規則第15条(台帳の登録及び異動)における異動の通知や公有財産台帳への記載の規定に対して、行政財産に関する台帳登録事項に異動があったにも関わらず所管の教育委員会が総務部長に異動の通知をしなかったことや、教育委員会の公有財産台帳(副本)が十分にチェックされてなかった結果、決算書の財産に関する調書と教育委員会の財産管理状況の面積に差異が発生したものである。

これについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条(教育委員会の職務権限)第2項で教育財産の管理については教育委員会の権限としているが、このように教育財産である公有財産の管理が良好に行われておらず、事務の執行管理の信頼性が損なわれている状況にあることは適切でないのでは正していただきたい。

教育研究所

1 職員の配置状況

教育研究所の職員配置状況は、所長(1人)、指導主事(3人)、主査(4人)、主任主事(2人)、主事(1人)の計11人である。

定数外職員は、非常勤職員(4人)である。

2 主な所掌事務

教育研究所は、教育に関する専門的、技術的事項の調査、研究、情報の提供、収集及び広報、教育関係職員の研修、情報教育の推進、O A推進業務、所内庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、沖縄県教育研究所連盟(30,000円)、全国教育研究所連盟(20,000円)への団体負担金である。

(2) 資金前渡の取扱について

資金前渡による支払いは、NHK受信料(13,280円)、「幼稚園じほう」年間購読料(4,800円)、沖縄県教育研究所連盟(30,000円)及び全国教育研究所連盟(20,000円)への団体負担金である。

これらについて審査した結果、総務課の「6教育委員会各課等の共通留意事項(2)」で述べたこと以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、全国標準学力検査の業務(711,500円)、那覇市教育用ネットワーク運用業務(10,798,200円)、学校グループウェア導入設定(819,000円)等の委託契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、那覇市立教育研究所情報教育機器等の賃貸借(1,591,380円)、人事システム用O A機器他の賃貸借(1,300,320円)、市教委庁舎内サーバ他の賃借料(1,152,900円)、コンピュータ保守点検指導員用O A機器他の賃貸借(745,920円)等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、備品その他70件(1,841,420円)等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年1月16日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

学 務 課

1 職員の配置状況

学務課の職員配置状況は、課長(1人)、主査(4人)、主任主事(10人)、主事(4人)の計19人である。

定数外職員は、臨時職員(1人)である。

2 主な所掌事務

学務課は、保育料、入園料及び預かり保育料、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費、教科用図書は無償給与、学校物品の調達及び管理(備品台帳整備を含む。)、学校事務処理体制の再構築に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

資金前渡の取扱について

資金前渡による支払いは、幼稚園使用料の還付(169,300円)及び小中学校の就学援助の扶助費(132,730,237円)である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市学事・就学援助支援システム業務(5,599,875円)の委託契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、備品管理システム用パソコン一式の賃貸借(1,268,190円)、小学校複写機賃貸借(1,301,580円)、幼稚園複写機賃貸借(558,600円)等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、ワイヤレスアンブ修繕その他55件(885,383円)等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年1月17日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

やる気・元気サポート室

1 職員の配置状況

やる気・元気サポート室の職員配置状況は、室長(1人)、指導主事(2人)、主査(1人)の計4人である。

定数外職員は、非常勤職員(4人)である。

2 主な所掌事務

やる気・元気サポート室は、不登校対策に関する企画、調査及び研究、不登校への対応に関する学校への指導及び助言並びに支援、きら星学級(自立支援室をいう。)児童生徒の問題行動に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

概算払の取扱について

概算払による支払いは、文部科学省「研究開発学校」指定研究報告最終発表会の参加旅費(47,500円)である。

これについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、きら星学級の建物等賃貸借(3,029,664円)等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年1月18日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

青少年センター

1 職員の配置状況

青少年センターの職員配置状況は、所長(1人)、指導主事(1人)、主査(2人)、教育相談員(2人)、主任主事(1人)、主事(1人)の計8人である。

定数外職員は、非常勤職員(14人)である。

2 主な所掌事務

青少年センターは、青少年に対する街頭指導、継続指導及び青少年に関する相談、庶務、施設維持管理、その他教育相談、適応指導教室(あけもどろ学級)に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金・補助金について

負担金の支出は、沖縄県適応指導教室連絡協議会(15,000円)、全国適応指導教室連絡協議会(5,000円)、沖縄県青少年センター連絡協議会(5,000円)への団体負担金である。

補助金の支出は、那覇地区少年補導員協議会(予算額324,000円)、豊見城地区少年補導員協議会(予算額80,000円)への補助金である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、教育相談支援員の傷害保険料(92,120円)、生徒指導推進協力員の傷害保険料(3,870円)、夜間街頭指導参加者の火災保険料(15,000円)、つくし学習サポーターのボランティア活動保険料(6,900円)である。

概算払による支払いは、「いきいき自然体験キャンプ」の参加旅費(15,440円)である。

これらについて審査した結果、総務課の「6教育委員会各課等の共通留意事項(2)」で述べた以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、青少年センター建物賃貸借(4,080,000円)、公用車のリース賃貸借(541,800円)等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、

おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 18 年 1 月 19 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認められた。

学校給食室

1 職員の配置状況

学校給食室の職員配置状況は、室長(1人)、主査(2人、)栄養士(1人)の計4人である。

2 主な所掌事務

学校給食室は、学校給食に係る企画・調査・研究及び統計、学校給食業務（栄養士の所管する業務を除く。）の民間委託、学校給食施設の設置及び廃止、学校給食の運営指導、所管する教育機関の指導助言及び総合調整、室内庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

負担金について

負担金の支出は、沖縄県学校給食研究協議会（131,150 円）への団体負担金である。

これについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、神原小学校給食調理業務（17,429,030 円）、与儀小学校給食調理業務（11,649,985 円）、古藏小学校給食調理業務（14,265,720 円）、給食調理場防虫駆除業務（1,039,500 円）、給食関係職員検便検査業務（1,238,619 円）、単独校残菜回収業務（3,582,000 円）、単独校グリストラップ清掃業務（557,550 円）等の契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、学校給食献立作成用パソコン導入事業（1,965,600 円）、首里学校給食センター用地賃借（5,893,936 円）等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、真嘉比小牛乳保冷库修繕他 26 件（2,506,507 円）、鏡原中ボイラー修繕他 1 件（103,656 円）の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

学校給食センターの土地は小禄学校給食センター（1,233.15 m²）、真和志学校給食センター（3,214 m²）、建物は那覇学校給食センター（1,957 m²）、首里学校給食センター（1,039.25 m²）、小禄学校給食センター（968 m²）、真和志学校給食センター（1,176.17 m²）について、公有財産台帳の副本及び関係附属図面等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年1月16日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

学校給食センター

1 職員の配置状況

学校給食センターの職員配置状況は、所長(1人)、副所長(4人)、主事(4人)、調理技査(4人)、主任調理員(6人)、調理員(36人)、運転手(9人)で計64人である。

定数外職員は、各給食センターに県費栄養職員は2人配置され計8人、非常勤職員42人、臨時職員10人である。

2 主な所掌事務

学校給食センターは、給食センターの管理運営、給食センター運営委員会、給食費の執行、賄材料の調達及び検収、献立の作成及び栄養に関する業務等、調理及び運搬、その他学校給食センターの設置目的を達成するために必要な事業、学校給食センター全般の庶務(小禄給食センター)、所内庶務、予算(那覇給食センター：輪番制)に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、沖縄県学校給食共同調理場連絡協議会(21,339円)への団体負担金、安全運転管理者講習会(12,600円)への出席負担金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 資金前渡の取扱について

資金前渡による支払いは、那覇・首里・小禄・真和志学校給食センター運営委員会の委員への報酬(182,000円)、費用弁償(62,400円)、安全運転者講習会への出席負担金(12,600円)である。

これらについて、予算執行伺書により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、4給食センターボイラー管理業務(19,740,000円)、4給食センター警備業務(2,400,000円)、那覇・小禄給食センター残飯処理業務(1,838,550円)、首里・小禄・真和志給食センター塵芥処理業務(1,743,525円)、首里・真和志給食センター残菜処理業務(1,695,750円)、首里・小禄給食センター産業廃棄物処理業務(1,575,000円)、那覇給食センター学校給食運搬業務(22,407,000円)等の契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、那覇・真和志給食センター事務管理車リース(604,800円)、真和志給食センター給食運搬車リース(1,209,600円)等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料は、食缶洗浄機コンベア取替(939,750円)、洗浄機修理他131件(9,732,017円)の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6留意事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成18年1月19日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認められた。

6 是正・留意事項

(1) 安全運転管理者の選任について(是正事項)

自動車の安全な運転に必要な業務を行わせるために那覇市教育委員会車両管理規程第8条第1項「道路交通法第74条の2第1項の規定に基づき、安全運転管理者を置く。」、第2項「道路交通法施行規則第9条の9第1項に規定する資格を有する職員のうちから、教育長が任命する。」と規定されている。

安全運転管理者は、自動車5台以上を使用している事業所において、自動車の本拠ごとに選任しなければならないが、首里学校給食センター(5台)・小禄学校給食センター(5台)・真和志学校給食センター(5台)に安全運転管理者が選任されていないので規程を遵守してほしい。

(2) 契約事務について(留意事項)

電気保安管理業務(4学校給食センター予算総額970,200円)、消防用設備保守点検業務(4学校給食センター予算総額555,800円)は、那覇・首里・小禄・真和志学校給食センター各々で那覇市契約規則第21条1項6号(50万円)規定に基づき見積書を徴して4件の業務委託契約を同じ事業所と随意契約をしている。

随意契約とは、競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方法であり、また、事務の能率の面から4学校給食センター各々で発注せず契約をひとつにまとめて、競争入札の契約方法に留意されたい。